

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

次回の年金相談は

5月14日(木)です

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

令和8年度「年金出張相談所」開設日および「国民年金保険料学生納付特例制度」について

■令和8年度「年金出張相談所」開設日について

出張相談は、仕事の都合やその他の事情により、年金事務所へ相談・手続きに行くことが困難である方のために、年5回実施している年金相談です。

年金相談では、将来受け取ることのできる年金受給見込額の試算、手続きが複雑な障害・遺族年金の請求手続きの相談、その他年金に関する各種相談などにご利用いただくことができます（相談内容によって優先度があるため、お断りすることもあります）。

ご利用にあたっては、相談者一人ひとりの相談内容に即したものとするため、**「完全予約制」**となっています。

予約状況によっては、次回以降の開設日のご案内となる場合がございますので、相談を希望される場合は、早めのご予約をお願いいたします。

【令和8年度「年金出張相談所」開設日】

5月14日(木)	7月9日(木)	9月3日(木)
11月5日(木)	令和9年3月4日(木)	

※ご予約の際に、ご本人の基礎年金番号と配偶者の基礎年金番号を確認しますので、あらかじめご注意ください。

※予約状況により、ご希望の日時を指定できないことがありますので、あらかじめご容赦ください。

※令和7年4月から、2か月に1回開設していた相談所が年5回に変更となりました。

■「国民年金保険料学生納付特例制度」について

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料の納付が困難なときはそのままにせず、手続きを行いましょう。

提出にあたってはいつでも・どこでもスマートフォンで申請ができ、手続きの簡素化および迅速化が見込める**マイナポータルを利用した電子申請をぜひご利用ください。**電子申請による提出については日本年金機構HP「個人の方の電子申請（国民年金）」をご覧ください。

【手続きの方法】

- ・令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）の学生納付特例の承認を受け、令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）も在学予定であり、前年度分を2月中旬までに手続きされた方は4月上旬に、2月下旬以降に手続きされた方は6月上旬に令和8年度の申請用紙が日本年金機構から送付されますので、引き続き学生納付特例をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。
- ・上記以外の方（令和8年度中に20歳になる方、すでに20歳になっているが令和7年度は学生納付特例の手続きをしなかった方など）は、役場または各支所、年金事務所にて受付けています。

<必要なもの>

- ①基礎年金番号または個人番号が分かるもの
- ②窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証など写真付き公的証明書であれば1つ、保険証など写真無しのものであれば2つ）
- ③学生証のコピーまたは在学証明書の原本

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など（国民年金課） ・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など（役場窓口）	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください